

第 8 2 回神戸市都市景観審議会
会 議 録

平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日

第82回 神戸市都市景観審議会

1. 日 時 平成27年12月21日（月） 午後3時00分～午後5時22分

2. 場 所 神戸市役所1号館27階 第2・第3委員会室

3. 出席者

三輪会長、磯山委員、角松委員、桜間委員、清水委員、末包委員、
田中委員、長濱委員、長町委員、藤本委員、森川委員、森崎委員、
むらの委員、向井委員、大前委員、住本委員、川内委員、近藤委員、
瀧原委員

住宅都市局：山崎局長、計画部 岩橋部長

企画調整局：デザイン都市推進部 横山担当課長

産業振興局：農政部計画課 田村担当係長

建設局：公園部計画課 広脇課長

住宅都市局：計画部計画課 新見課長、建築指導部建築安全課 金本課長

みなと総局：技術部計画課 松浦担当係長

（事務局）

住宅都市局：計画部まちのデザイン課 西課長 岡本担当係長 重久担当係長ほか

4. 議 案

1. 審議事項

1 神戸市都市景観条例景観デザイン協議等運営要綱の改正について

2 景観形成重要建築物等の指定について

2. 報告事項

3 景観アドバイザー専門部会審議結果について

5. 議事の内容

別紙のとおり

開 会

○岩橋計画部長 皆様、大変お待たせいたしました。

ただいまから、第82回神戸市都市景観審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

私は住宅都市局計画部長の岩橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、住宅都市局長の山崎より一言御挨拶申し上げます。

○山崎住宅都市局長 失礼いたします。住宅都市局長 山崎でございます。

委員の皆様には年末の大変お忙しい中、また足元のお悪い中、御参集をいただきましてまことにありがとうございます。また、平素は神戸市行政、とりわけ景観行政に御理解、御協力を賜っておりますことを、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、本日の審議事項でございますけれども、平成25年度から進めております景観デザイン協議制度の要綱の改正、それから景観形成重要建築物等の指定について御審議をいただくことになっております。

次に、報告事項といたしまして、景観アドバイザー専門部会審議結果について御報告を申し上げます。

デザイン都市神戸にふさわしい景観形成のために、今後とも皆様にはより一層の御協力を賜りたいというふうに考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日も活発な御議論をお願いしたいと思います。

以上、簡単ではございますが、開会の御挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○西まちのデザイン課長 住宅都市局まちのデザイン課長 西でございます。着席の上、進行させていただきます。

まず、本会議の成立について御報告をいたします。

神戸市都市景観審議会規則第5条第2項において、委員の過半数の出席により成立するとなっております。現在、委員定数21名中17名の方が御出席されておりますので、本会議は成立していることを御報告いたします。なお、福田委員、室崎委員につきましては、本日、所用により欠席をされておられます。

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。

ここからの進行は三輪会長をお願いしたいと思います。

三輪会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○三輪会長 皆さん、こんにちは。会長を仰せつかっております三輪でございます。

本日も神戸の景観をつくる上で非常に大事な審議事項がございますので、皆様、よろし

くお願いいたします。

それでは、会議次第に沿って進めてまいります。

議事次第 第1「神戸市都市景観条例景観デザイン協議等運営要綱の改正について」で
ございます。

資料の説明を事務局からお願いいたします。

議 案

○重久担当係長 それでは説明させていただきます。お手元の資料1-1をごらんください。

議題1 神戸市都市景観条例景観デザイン協議等運営要綱の改正について御説明いたします。

1. 景観デザイン協議制度の概要の部分をごらんください。

景観デザイン協議制度は、景観に与える影響が大きい建築行為について、計画の早い段階から良好な景観形成に関する協議を行い、市民に広く情報提供をする制度として、平成25年1月から施行されております。この都市景観審議会におきましても案件ごとの協議経過をその都度御報告させていただいておるところです。

続きまして、2. 運営要綱の変更の(1)設計段階アドバイザー専門部会での意見交換についての部分をごらんください。

この制度は、神戸市都市景観条例・同施行規則・要綱の規定に基づき、毎月1回景観アドバイザー専門部会を開催して運用しているところですが、平成25年4月の施行以降、神戸市内では数多くの案件が協議の対象となる中、景観アドバイザー専門部会を開催しても、意見交換にかかる時間が不足したり、臨時のアドバイザー専門部会を開催しなければならないなど、特に協議案件が集中した際には運用が困難になるという事態が発生しております。

前の画面もあわせてごらんください。

こちらは、景観デザイン協議の全体の流れを示したフロー図ですけれども、当初の計画段階の景観アドバイザー専門部会で、景観形成に対する影響が小さいですとか景観に対する配慮が既になされているなどの意見をいただいた協議案件については、次の設計段階の景観アドバイザー専門部会での事業者・設計者との意見交換、この赤の部分ですね。こちらを免除して、かわって事務局のほうからアドバイザー専門部会に報告をして意見をお聞きすることで、意見交換の必要性が高いほかの建築計画にかかわる景観評価の体制を確保するというものです。

お手元の資料を1枚めくっていただきまして、資料1-2をごらんください。

これは、景観デザイン協議等運営要綱ですけれども、このうち第6条第1項の「アドバ

イザー専門部会での意見交換を実施する」としている規定に、赤字で書いておりますが、「ただし計画段階のアドバイザー専門部会の意見を受け、良好な景観形成に対して影響を及ぼす見込みがないと市長が認める場合はこの限りではない」との規定をつけ加えるというものです。良好な景観形成に対する影響の小さいものとしては、例えば大規模工場敷地の中に立地する周囲から見えにくい建築物等が想定されます。

ちょっとまたスライドのほうをごらんいただきたいのですが、これは兵庫区和田岬近辺の、三菱重工さんとか三菱電機さんの工場の航空写真です。

去年から今年にかけて、この工場敷地内で景観デザイン協議の対象となる規模の事務所等が計画されましたので、アドバイザー専門部会で意見交換を実施させていただきました。例えば、三菱重工、三菱電機さんのほうですね。この建物のような周辺から見えにくい立地条件にあり、あわせて既に景観に配慮された設計がなされているものが、ただし書き規定適用の可能性があると考えております。

ただ、計画段階で景観に対する影響が小さい旨の御意見をいただいたものについても、その後の設計の進捗によって景観への影響が大きなものになってしまうという可能性もございますので、設計段階のアドバイザー専門部会での意見交換を実施するかどうか、検討するかどうかについては、この設計段階の協議申し出を受理した段階、ここの段階で相変わらず支障がないものか改めて事務局にて判断したいと考えております。

では、お手元の資料 1 - 1 にお戻りください。

運営要綱の変更（2）資料の提出期限変更についてでございます。先ほどごらんいただきました運営要綱では、資料の提出期限をアドバイザー専門部会の 7 日以上前の日とすることで概ね 1 週間前には委員の皆様へ資料をお送りして事前に目を通していただき、意見交換すべき点をあらかじめ検討を整理していただくことで、アドバイザー会議当日の意見交換を効率化できるようにお願いしているところです。

しかし、日程調整の関係上、週末を挟み、資料の送付が遅れてしまうということがあることから、少なくとも 1 週間前には委員の皆様へ資料がお送りできるように提出期限を 7 日から 8 日に変更するというものです。

説明は以上です。

○三輪会長 ありがとうございます。

景観デザイン協議につきましては、アドバイザー専門部会での先生方に大変御熱心に審議いただいておりますが、案件がかなり多くなっていて審議する時間がなかなか取れないというようなことでもありますので、それをこう、メリハリのついた審議を進めていくということでの要綱の変更ということでございます。

これについて、何か御意見はございますでしょうか。

御質問なり御意見がございましたら。

よろしいでしょうか。

特に御意見がございませんようでしたら、これをどういうふうに、御意見をお伝えするだけでよろしいですね。特に意見がないということを経務局のほうへお返しをしたらいいですね。

○西まちのデザイン課長 はい、それで結構でございます。

この件につきましては審議会の決定事項等ではございませんので、神戸市のほうの手續ということで行わせていただきます。

○三輪会長 はい、それではそのようにしていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、会議次第の2でございます。「景観形成重要建築物等の指定について」でございます。

これについても資料の説明を事務局からお願いいたします。

○岡本担当係長 それでは、資料2-1をごらんください。

神戸市都市景観条例の規定により、大江家住宅を景観形成重要建築物等に指定する案件でございます。

最初に指定制度そのものについての御説明をいたしますので、参考資料2-2をごらんください。

この指定制度は、歴史的または建築的に価値が高く、周辺地域の雰囲気の特徴づけているもので、市民に愛され親しまれている景観上重要な建築物等を対象としています。それらの建築物等を、所有者の同意のもとに都市景観条例に基づいて景観形成重要建築物等に指定し、その保全・活用を進めることで、歴史的建造物等の持つ魅力や共感を地域活性化のかなめとしてまちづくりに生かすことを目的としております。

指定した建築物については、管理計画を定めて現状変更等の際に届け出をしていただく一方で、その修理等について技術的助言や費用の一部助成ということを行っております。

これまでに、その資料の後ろにつけてあります表のとおり19棟を指定しております。

続きまして、今回、指定を予定しておる大江家住宅の概要について御説明をします。資料2-1にお戻りいただき、あわせて前面スクリーンをごらんください。

名称ですが、大江家住宅としております。これまで旧金家、旧清水家という名前が出ていた住宅なのですが、平成27年度に新しい所有者の方、大江様という方が取得されまして、今回、大江家住宅という名前にさせていただきます。

所在地は垂水区塩屋町3丁目1-6、竣工は大正中期、はっきりした年代はわからないのですが中期ということでございます。設計者・施工者ともに不詳の住宅でございます。

位置ですが、ちょうど昨年度指定させていただきました後藤家住宅のすぐ隣でございます。塩屋駅からほど近いところ。駅からも見えますし、国道2号線からも見えるところでございます。塩屋の山麓住宅地景観を形成する歴史的な景観資源の場所となっております。

こちらの写真は、塩屋駅から撮ったものです。この赤い屋根が後藤家住宅、以前指定したものです。今回お示しするのがこの大江家住宅。ちょっと変わった屋根が見える洋館の部分でございます。山を背景に近代洋風住宅が立ち並んでいるエリアということでございます。

これが配置図ですけれども、洋館・和館が並ぶ和洋併置、和と洋が並列して並んでいるという住宅になっております。敷地自体も階段状になっておりますので、洋館2階部分と和館がつながるような形になっております。建築面積は138.26㎡、延べ床は162.42㎡で洋館部分は56.08㎡、和館部分は106.34㎡となっております。

建物自体の特徴を写真で御説明いたします。まず、袴腰屋根と呼ばれる屋根の形態。この形ですね。それとドーマー窓、この丸い部分、後ほどアップの写真も出てまいります。ドーマー窓。さらに、白壁。背景の緑との対比が美しい住宅ということでございます。

残念ながら、今、この屋根の部分が結構傷みが見えて美しい対比というものがなかなか言いにくい状況ではあるのですけれども、ちょうどこの新しい所有者の方は、この住宅に住み続けたいということで、今回、指定をされました折には、その指定内容に基づいて改修ということも屋根のふきかえも含めて考えていらっしゃいます。

この特徴の1つ、瓦棒葺き袴腰屋根です。瓦棒葺きというのは、金属板を用いて屋根をふくときの方法の1つです。ちょうどこの瓦棒という棒状に見えるような金属の屋根というところですよ。

続いてドーマー窓という屋根に設けられた窓のことを指しております。これら変わった形の屋根、そしてドーマー窓、さらに煙突がありますので、変化に富んだスカイラインというものを形成されております。

さらに洋館部分は白壁と軒下のハーフティンバーで構成されております。白い壁とハーフティンバー。ハーフティンバーというのはヨーロッパに多く見られる木造建築構造の一つで、半木骨造という言い方もされております。柱やはり、骨組みになっている部分が見えてきているような構造になっております。その間をれんがやしっくいなどで充填して壁を形成されております。その骨組みが見えるということで建物の装飾も兼ねております。

格子窓も白い格子を多用した建具デザインとなっております。

外構部分ですけれども、塩屋の山のほうに建っておりまして、敷地自体がとても起伏に富んだ構造になっております。ですので、この玄関へつながるアプローチ部分というのが視覚的に変化に富んだもの。階段を通じて上がっていくという形になっております。

これらの石積というものも街の景観を形成している要因の一つとなっております。

生け垣等の既存の樹木の様子です。

先ほど平面図でごらんいただきましたが、この洋館部分の2階と和館の平屋がくっついております。見ていただいた道路というのはここに通っていて、こう見上げるような形になっております。外からはほとんど和館部分というのは見えてきておりません。

この2階部分に和館がつながっておりまして、建物の主となる庭、主庭はこちらのほう

に広がっております。

建築物の概要は以上です。

では、資料 2-1、1 ページのほうへお戻りください。

指定理由の御説明でございます。大江家住宅は、平成 6 年の都市景観審議会の答申において、景観形成重要建築物等の指定対象候補として選定されておりました。また、既に指定している後藤家住宅とともに、近代洋風住宅が点在する塩屋の山麓住宅地景観を形成する歴史的な景観資源の一つであり、「神戸の近代洋風建築」や「兵庫県近代化遺産」というような文献にも掲載されているものでございます。

次に資料 2-2 をごらんください。条例に基づく保全管理計画（案）でございます。

建物の所有者は、市長の定める管理計画に基づき管理を行うこととされております。

以下、表にまとめております保全管理方針ですけれども、塩屋海岸に迫る山塊を背景とする山裾の高台に位置し、袴腰屋根やドーマー窓、白壁が緑をバックに美しい対比を見せている。周囲の洋風住宅とともに個性的な住宅地景観を形成しており、今後も歴史的な景観資源の一つとして、建築物の安全性等にも留意しながら保全していく、としております。

部位別保全管理計画は、建築として屋根、壁面、開口。そして外構として空間、塀、そして植栽というものを、先ほど述べた特徴をもとに定めております。

今回申し上げたとおり、和館が外から見えてきておりませんので、建物としては大江家住宅全体を指定しますが、この保全管理計画としては洋館部分のみを述べております。

その次 2 ページ、3 ページには大江家住宅の景観特性を、3 ページ、4 ページには現況写真、今、スライドで見ていただいた写真をまとめているところです。

説明は以上でございます。

○三輪会長 ありがとうございます。

それでは、御質問、あるいは御意見はございますでしょうか。

○むらの委員 住宅の、先ほど屋根とか壁面、開口、空間とか外構も含めて、先ほどの写真、資料にもありましたけれども、かなりバックが山で崖、急傾斜地になっているのかなど。これはちょっと垂水の川内先生なんかは詳しいかもわからないけれども、いわゆるこれは、そもそもその急傾斜をきちんとしておかなかつたら、崩れてしまったら元も子もないのだろうと思うのだけれども、その辺はどういうふうになっているのですか。

○三輪会長 それについて、いかがでしょうか。

○岡本担当係長 この大江家住宅の後ろ部分というのは、土砂災害警戒区域というものには入っていないところでございます。

○むらの委員 そうすると、危険はないということ。だから、いわゆる指定されていないだけなのか、ではなくて、いわゆる問題がないのですよと。ただそれだけなのですから、それをちょっと確認だけしておきたかったのですけれども。

○岡本担当係長 地域としては、今のところ。

○むらの委員 問題がない。

○岡本担当係長 ない。

○むらの委員 わかりました。

○三輪会長 よろしいでしょうか。

○川内委員 これは指定されますと、あと、一般開放とかという部分がちょっと気になるのですが、どの辺ぐらいまで一般開放になるのですか。洋館・和館を含めてですけれども。

○岡本担当係長 基本的には個人の住宅で、そのまま住まれることを目的にされているので、継続的な公開というのは難しいと考えております。

ただ、今回、先ほど申し上げたように改修工事をされてから住むということですので、今、所有者の方とは、例えば工事の完成のタイミングとかで何かできないかなというところは御相談をかけさせていただいているところです。

○三輪会長 よろしいでしょうか。

○川内委員 いいですよ、はい。

○三輪会長 ほかにございますでしょうか。

○角松委員 先ほどの御説明で、外から見えるのは洋館部分だけだから、和館部分については保全管理計画の対象とはしないということだったかと思えますけれども、そうかなとも思いつつ、和館部分のほうにも仮に歴史的な価値があるとすれば、そちらのほうについては、現状変更自体の届け出がないということで、本当にいいのかなというふうな疑問を持ちました。あるいは和洋併置であること自体に何らかの歴史的な価値があるという判断があるのだとしたら、見えないからといって保全管理から直ちに対象外としてよいのかという点についてちょっと疑問を感じたのですが。

○三輪会長 この点はいかがでしょう。

○岡本担当係長 基本的には景観形成の重要建築物ですので、まずまち並みからどう見えるかという部分が1つでございます。

それと、使いながら保存をしていける制度であるということがこの制度の目的の1つですので、今回、住む部分が和館の部分になってくるのです。住宅のメインが和館になってきますので、普通の暮らしをしていく中での最低限の改修というのは、逆にできるほうがこの建物を長らえさせるためにもよいのではないかというふうに考えております。

ですので、届け出等をお願いするのは洋館部分のみとさせていただいております。

○角松委員 後半の部分については了解いたしました。

あくまで、ただ一般論として申し上げるならば、何らかの歴史的な価値を持つ建造物等がある場合に、見える部分だけに限定して保存を求めていくということは、必ずしも価値自体を損ねる、なっている場合もある。見えない部分でもそれがあることというのが、やはり歴史的な由緒につながっているということはあることなので、見えない部分につ

いては一切指定の対象になり得ないという硬直的な考え方は、できればとらないでいただければなというふうに思っている。

ただ、今回の件に関しましては、和館を生活の場と解されるということで、改修の必要性が高いということで了解をいたしました。

○岡本担当係長 済みません。御説明が少し足りておりませんでした。今回の案件は確かにそういう理由なのですけれども、これまで指定した案件につきまして、内部の意匠が歴史的に価値あるもの等につきましては、内部についても管理保全計画というものを定めて、外部だけに限った保存の仕方ではないということになっております。

○角松委員 ありがとうございます。

○三輪会長 よろしいでしょうか。

○瀧原委員 前は後藤家ということで、1件隣ということで、こういう地域はジェームス山という部分で何軒かあると思うのですけれども、この条件的には後藤家と今回の件では、条件的には神戸市のほうは考えて、たしか後藤家のほうは売りに出していたということなのですけれども、今度は住まれるということで、だからその辺で、難しい部分で、どう考えられて今回は出されたのかなということを具体的なデメリットとメリットをお願いできましたら。

後藤家のほうは大体わかっているのですけれども。

○岡本担当係長 指定することのメリットとデメリットですか。

○瀧原委員 うん。それで、今、質問がありましたよね、住まわれるのかということで。住まわれるということは、なかなか年に何回かというふうな公開、それもインポッシブルかもしれない、不可能かもしれないということで、だからその辺の全く違う、両隣でありながら後藤家とは違うという条件で、そこで指定されるのは何か理由があるのかなという。

○岡本担当係長 後藤家につきましては、もともと神戸市が所有していたというところがありまして、今回の大江家については、本当につい最近までお住まいになっていらっしたのです。ほかの民間、住宅所有者の方が。その所有者の方が売りに出されて、現在の大江さんが所有されたという経緯がありまして、お隣なのですけれども、もともとの所有形態が大きく違っていたということが一つあります。

指定するメリット・デメリットですけれども、指定をしますと神戸市の持っている景観助成の対象となってまいりますので、指定することによって改修等における補助をお出しすることができるというのがメリットです。

デメリットと申し上げていいのかどうかあれですけれども、この保全管理計画である程度さわれない部分、さわっていい部分というものがはっきりしますので、所有者の方の、例えば思うようなさわり方ができない部分も出てくるかもしれないということです。

○瀧原委員 わかりました。

○岡本担当係長 今のことでよろしいですか。

- 瀧原委員 はい。
- 岡本担当係長 それでは。
- 田中委員 そのまま続けてなのですけれども、洋館部分には住まわれない。鍵とかは和と洋の部分は別になっていて、管理も別々に管理をされる。でも、洋館は公開しないということで間違っていないですか。
- 岡本担当係長 内部で洋館と和館がつながっておりますので、住宅としては全体をお使いになるのです。
- 平面図でいきますと洋館・和館、つながっているのです。
- 川内委員 全部、中ではつながっているから。
- 田中委員 でも、それは住むというのとはでない。
- 岡本担当係長 住むのですけれども、メインの、本当に洋館部分というのは、全体から比べると玄関と、平面図をおつけしておりました、2-1のページ2をごらんいただけますでしょうか。1階部分が本当に、玄関と玄関ホールと応接間という洋館になっています。そこで上に上がりますと洋館が1間、洋室という部分です。それより向こうが和館がつながっている状況です。ですので、住むのは全体を住むのですけれども、住宅の日常的な使う台所とか寝る場所とか、そういった部分、メインを和室のほうで使いたいというオーナーさんのお話がありました。
- 田中委員 応接室も使わないのですか。
- 岡本担当係長 応接室ももちろん使うでしょうけれども、使うことは使うと思います。ただ、見える部分の、今回は保全管理計画なので。
- 田中委員 外観だけですね。
- 岡本担当係長 そうですね。洋館の外観部分を。
- 田中委員 であれば、住む、住まないというのは余り関係ないことなのかなと。
- 森崎委員 要は住むんですよ。
- 田中委員 要は住むのですよね。
- 森崎委員 玄関が下の洋館にあるから。
- 田中委員 和館のほうには玄関はないのですね。
- 岡本担当係長 ないので。
- 田中委員 じゃあ、絶対、毎日使うということですよ。
- 岡本担当係長 そうですね。
- 田中委員 じゃあ、住まないとかいうことではない。おかしい。
- 森崎委員 だから、寝ない。そこでは寝ないと。
- 田中委員 じゃあ、ただの民間の方の住宅の外観を補修するために。
- 岡本担当係長 おっしゃるとおりです。
- 田中委員 助成が必要だから指定をするというだけのことではないのですね。理解した

と。それを承認するかしないということなのですか。

○岡本担当係長 景観上、重要な建物としてということですか。

○田中委員 はい、わかりました。

○三輪会長 よろしいでしょうか。

それではほかに御意見。桜間先生。

○桜間委員 簡単なことを一つだけ伺いたいのですけれど、所有者が最近変わって指定ということは、意向の違いみたいな、所有者の方の、その辺はどうなのかなと。単純な質問なのですけれども。

○岡本担当係長 所有者が変わられたタイミングで神戸市のほうに、所有者の方からこの建物は指定できないのかというお問い合わせがありました。ですので、このタイミングになっております。

○桜間委員 以前の方は、そういう意向はなかったということですか。

○岡本担当係長 そうですね、はい。

○桜間委員 以上です。

○森崎委員 このあたりは結構、山麓を背景に持った洋館みたいなものが結構多いですよ。後藤家もそうだったのですけれども、この大江住宅、名前が変わった住宅。それと幾つか候補があると思うのですけれども、この順番ですね。なぜこの順番、後藤家が先で大江さんが次、2番になってという何か順位のルールというか、庁内で何かあるのですか。古いものから行くとか、傷みぐあいから行くとか。

○岡本担当係長 順位までは決めておりません。平成6年にいただいた候補リストというものは持ってございまして、できれば、群指定という形、ぽつぽつと単体で指定していくよりも固まって指定していくほうがよいかなという考えはあります。

○森崎委員 了解です。

○むらの委員 取得の金額によって要件というのがあるのですか。例えば物すごく安い金額で取得して、今回、指定を受けて、恒久的に、いわゆる助成を受け続ける、いわゆる建物の外観ですから、どちらにしても指定を受けなくても住む限りは恐らくお金を入れてやっていかなければいけないわけなのですよね。その辺の所得の金額は、別に安かろうが高かろうが、そこに関しては特別に何も設けていないのか。

それから恒久的に、いわゆる一度指定を受けると、恒久的に20年後、また40年後、いわゆる住み続けるのであれば、今、必要な外観の改修の助成がずっとつくのか。

もう一点は、先ほどの和館の部分だけでも、仮にその時代に見え方が、例えば、そこが今までは見えていなかったけれども、ちょっと和の部分も外から見えるというような環境の変化によって、またそこも追加の指定がされて改修に助成が出るような可能性というのは、その辺はいかがでしょうか。

○岡本担当係長 まず取得金額による何かは設けておりません。

補助につきましては、基本的には一度助成をしますと、10年はあげましょうという運用上のものは持っております。それで10年に1回、本当に補助ができるかといいますと、それ以外の案件との優先順位がありますので、初めてのものが優先されると思いますから順番的にはどうかなということがございます。

おっしゃった和館が見えるようになったというのであれば、建物自体は指定しておりますので、それが景観としてどう見えてくるかというのは時代とともに変わる部分もあろうかと思っておりますので、そういった特別な変化が起きれば、また景観審議会等で御意見を聞きながら管理保全計画というものを見直しということは可能と考えております。

○むらの委員 はい、わかりました。

○岡本担当係長 よろしいでしょうか。

○清水委員 先ほど、群という話がありましたけれども、この塩屋のあたりに群というものは1つあるということなののでしょうか。

そして、これからもまだ保存されようとしている家が何軒ぐらいあるのでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○岡本担当係長 垂水区のこのエリアは幾つかありまして、平成6年のいただいた指定候補リストの中の垂水区のものというものをちょっと挙げておりますが、この辺の移情閣はもう文化財になっているところですね。ジェームス邸、舞子ホテル。

候補リストには載っていないですけれども、県の教育委員会が出している近代化遺産という本があるのですけれども、このあたりで個人の住宅が幾つか、また舞子ですけれども、というものはあつたりします。まだ幾つかこのエリアについては候補があるというふうに考えております。

○三輪会長 よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

ほかに、この件について何か御意見は、よろしいでしょうか。

それでは、この景観形成重要建築物等の指定につきましては、審議会として、これについて御意見を頂戴しましたので、それを踏まえて市のほうで指定をされるということで、どうぞよろしく願いいたします。

○西まちのデザイン課長 ありがとうございます。

○三輪会長 それでは次の議題でございます。

景観アドバイザー専門部会の審議結果でございます。

これにつきまして、現時点で非公開とすべき案件がございましたら事務局からお伝えいただけますでしょうか。

○西まちのデザイン課長 前回9月の審議会以降に景観アドバイザー専門部会での審議後、デザイン協議が成立したものが2件、任意で協議を行ったものが1件、協議中のものが8件、合わせて11件ございます。このうち設計段階の審議の申し出があり、資料が

公開・縦覧されたものと、任意で協議を合わせて行ったものにつきまして、6件ほど配付資料により公開で御説明をいたします。

以上を除きました5件につきましては、神戸市情報公開条例第10条第2号のア、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものに該当し、附属機関及び有識者会議に関する指針第7条第1項に定める非公開とする場合に該当すると考えますので、これらの案件については、当審議会を非公開とするのが適切と思われる。

○三輪会長 ありがとうございます。

公開できるものは6件で、それを除く5件につきましては非公開にするのが適当という御判断でございます。

それでは、その件については、会議を非公開とさせていただきたいと思います。

それでは、まず事務局から個別案件の御報告をいただきまして、その後、アドバイザー部会の末包部会長さんから全体の総括をお願いしたいと思います。

まず、公開対象の報告を事務局からお願いいたします。

○岡本担当係長 公開案件、資料3をごらんください。

今回は6件です。協議成立案件が2件、協議中の案件が3件。そして任意、デザイン協議制度の規模等ではありませんが任意でかけたものが1件ございます。

1番から6番まででございますが、今回の特徴としましてはマンションが少なかったというところです。

先ほど、デザイン協議制度の中でも御案内がありましたのが4番の神船地区の新事務所棟、工場の中の建物といったところです。

公開案件としましては、パワーポイントのほうで2番と5番につきまして御説明します。

では、前をごらんください。

2番ですが、兵庫区庁舎の整備工事でございます。これが任意の案件でございます。

計画地としましては湊川公園、現在の兵庫区役所のあるところの一部となつてございます。こちらにつきましては、このような外観パースが出てきているところでございますが、アドバイザー部会からの意見としましては、1階は湊川公園と一体化した計画とし、出入り口の位置、事務室と多目的ホール等の配置を検討してくださいというようなことをお伝えしているところです。

ここは区役所に引き続き消防署等も建ってきますので、そのときのデザイン上の連続性というものも考慮してくださいというふうにお伝えしています。

続きまして、三宮3丁目のホテル計画です。これは前回、非公開案件でこの景観審議会でお意見をいろいろいただいた案件でございます。

計画地としてはこちらです。赤くなっているところになってございます。ちょうどメディアテラスの横というところで皆さんに御意見をいただいた案件でございます。前は白い

ボリューム模型でしたが、今回パースに着色されたものが出てきております。

設計段階の神戸市からの意見としましては、この予想パースのような低彩度の色彩を維持するよう配慮してくださいということ。さらに視認性が高い立地条件にあることを踏まえ、建物頭頂部のサインを小ぶりなものにするなど、さらに格調の高さを演出するよう御配慮くださいという御意見をしております。

さらに1階周り、トアロード側について緑化の配慮をしていただいているのですが、1階北東の隅切り部分、ちょうどこの角の部分ですね、パースで言いますと。ここの隅切り部分についてもさらなる検討を、街角としての演出ができるような検討をしていただきたいという御意見を伝えているところです。

以上でございます。

○三輪会長 ありがとうございます。

それでは御質問、あるいは御意見はございますでしょうか。

○長町委員 今、御説明いただきました2件プラスその他、きょう、この資料をいただいていますものに関してお願いがありまして申し上げます。

まず、例えば3番のユニゾンイン神戸なのですが、これは税関線沿道地区ということで、税関線沿道は南地区も沿道の夜間景観協定をしておりますし、北地区であっても学生の景観調査などを過去にやってきたものもあるので、色温度の指導をぜひしていただきたいと思います。

地域景観に対して特に3番と今の5番、そして6番もそうなのですが、ホテルの場合は余り心配はないかもしれませんが、よく言っていただきたいと思います。

そして、今の兵庫区庁舎なのですが、この湊川公園は非常にまちづくりの運動が活発で、いろいろなイベントが行われていると思うのです。ですので、庁舎の1階部分をつくられるときに、さまざまなそういったまちづくりの地元の方たちと協議いただきまして、例えば水道ですとか、あるいは電気設備のコンセントですとか、地域の活動に必要な設備をあらかじめ外的なエリア、例えば植栽のエリアですとかそういったところに持っていただくように働きかけていただけたらと思います。

○岡本担当係長 ありがとうございます。担当部署の方にはその旨を伝えさせていただきます。

照明につきましては、神戸市からの意見の中で、温かみのある色温度でということ、おっしゃっていただいた2件につきましては意見書のほうに書かせていただいております。

○三輪会長 よろしいですか

ほかにございますでしょうか。

よろしければ、公開部分についての御意見を頂戴したということにさせていただきます。

それではここから審議会を非公開とさせていただきます。

傍聴の方がいらっしゃいましたら、恐れ入ります、御退出願います。

本議題が終了しましたら再入室できますので、しばらく廊下でお待ちいただくようお願いいたします。

(傍聴者 退室)

閉 会

○西まちのデザイン課長 三輪会長、ありがとうございました。

実は最後にもう一件だけ御報告がございまして、これはお手元へ最初に資料をお配りしておりますが、前回の審議会で御意見をいただきました岡本駅南都市景観形成地域、これにつきまして、いよいよ告示の段取りがつかまりましたので、記者資料提供をお配りしております。本日、記者資料提供をする予定でございまして、告示が12月25日、そこから定めによりまして、周知期間3カ月を置きまして、施行を来年の3月25日と考えてございます。

御報告については以上でございます。

なお、次回は2月ないし4月の開催を予定しております。2月か4月のいずれか。途中で議会が挟まりますので、その期間を外してという開催になろうと思います。

本日、日程調整表をお配りいたしておりますので、御記入の上、ファクスあるいはメールでも結構でございます。メールにつきましては、様式を後ほど皆様にお送りいたしますので、いずれかの方法で日程調整に御協力いただければというふうに考えます。

事務局からは、お願いは以上でございます。

○岩橋計画部長 本日は本当に長時間にわたりまして御議論いただき、ありがとうございました。時間のほうも大分予定時刻を過ぎてしまいましたが、本当に熱心な御討議、ありがとうございました。

それでは、これもちまして第82回神戸市都市景観審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後5時22分 終了